

〈 令和元年度 運輸安全マネジメントに関する取組状況について 〉

I. 経営者の責務及び運輸の安全に対する基本方針

1. 経営者は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、安全性向上の取組を主導し、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の状況を十分に理解し、全従業員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により継続的に輸送の安全性を向上を図るため、業務の実施及び管理の適否を確認し、必要な改善を行います。
3. プロドライバーとして自覚を高め、悪質な違反(飲酒運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、最高速度違反、救護義務違反)を絶対にしないよう、関連法令及び安全管理規程を順守します。
4. 輸送の安全に関する取組状況を積極的に公表します。

II. 安全方針に基づく目標の設定

1. 重大人身事故(自動車事故報告規則第2条に規程する事故)はもとより軽微な物損事故をゼロにする。
2. 物損事故における運転者の不注意による事故(わき見運転、後方確認不足等)をゼロにする。

平成30年度目標:重大人身事故 0件 物損事故 0件

平成30年度結果:重大人身事故 0件 物損事故 8件

令和元年度目標:重大人身事故 0件 物損事故 0件

III. 目標達成のための計画

1. 運行管理体制の強化
 - a. 点呼及び指導監督の運行管理業務を確実に実施できるよう、運行管理の勤務体制を確立させる。
 - b. 過労運転防止のため、運行管理者に対しての個々の運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩・休息時間等の労働時間を把握させる。
2. 教育及び研修の強化
 - a. 運輸安全マネジメントに係る乗務員への教育・研修を計画的に行う。
 - b. 事故、ヒヤリハットの情報は安全会議で共有し、再発防止の取組に活用する。
 - c. 車両の定期点検、日常点検や整備についてチェック体制を整える。
 - d. 健康診断、適正診断を確実に実施し、指導・教育に活用する。

安全管理規程

平成25年12月20日

株式会社 ダイセン

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 削除
 - 3 営業所長（統括運行管理者）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の

安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 安全管理体制を構築・改善するために、次にあげる記録を作成し適切に維持し、電子媒体を含めて管理する。
 - 一 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録
 - 二 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用内容に関する記録
 - 三 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
 - 四 内部安全監査の実施に関する記録
 - 五 マネージメントレビューに関する記録
 - 六 是正処置及び予防処置に関する記録
- 4 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- 5 その他安全管理体制を構築・改善する上で事業者が必要と判断した記録

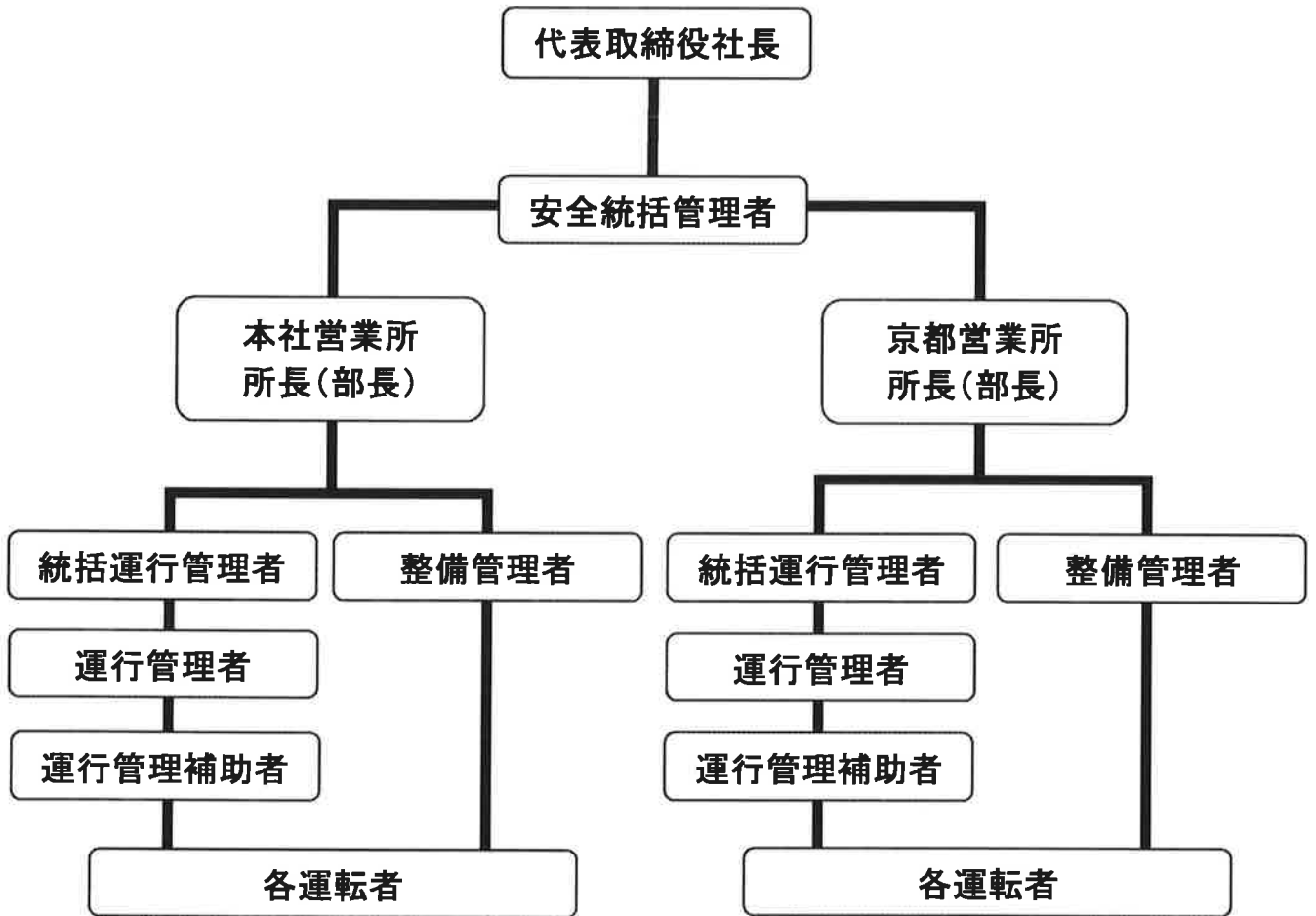
付 則

本規程は平成26年1月1日から実施する。

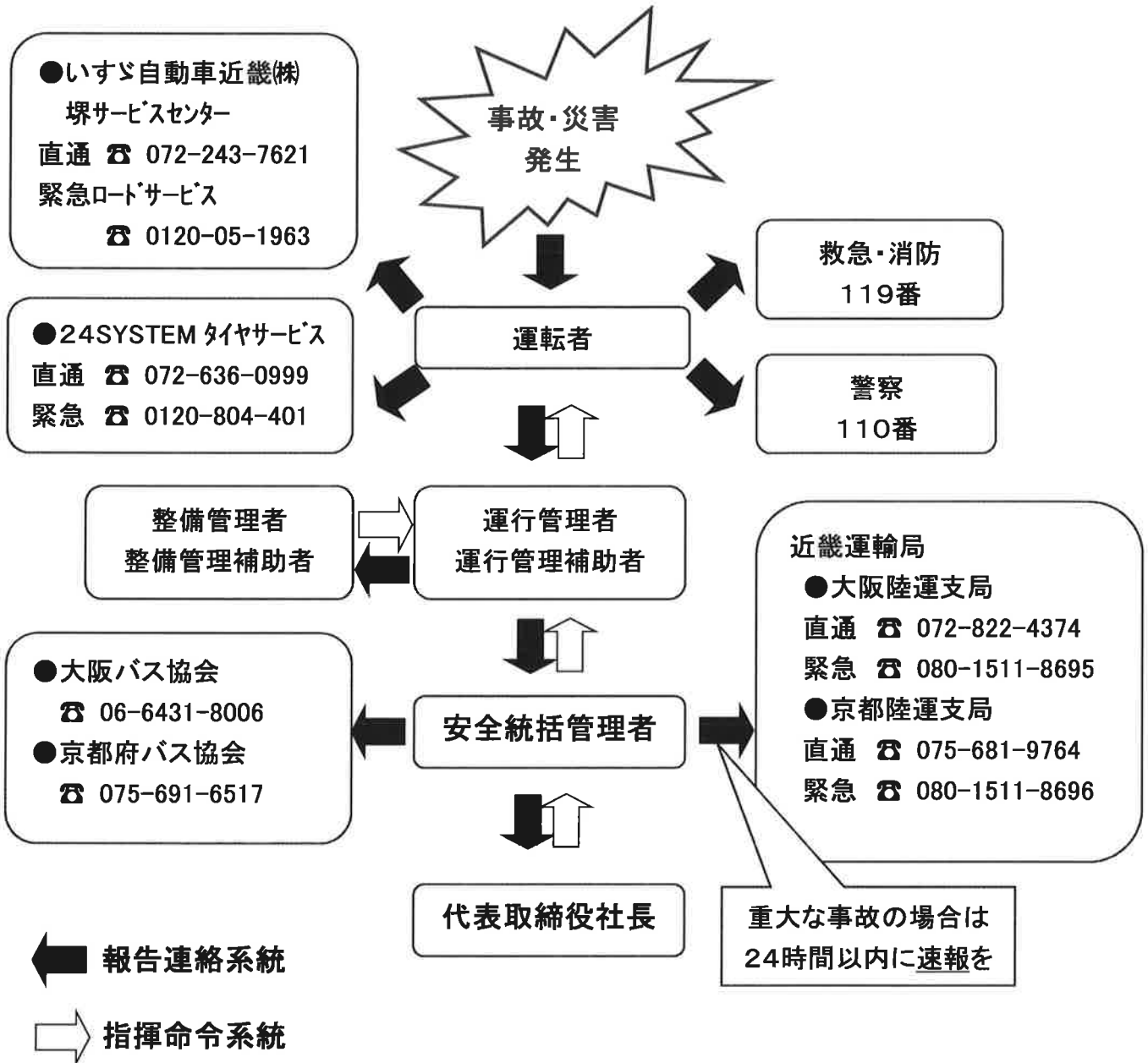
令和 2年1月1日 改訂

別表

●安全管理組織図 (第八條關係)



●事故・災害に関する報告連絡体制図 (第十三条関係)



速報対象となる事故

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷・軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落又は火災が発生した事故
6. 飲酒又は酒気帯びによる運行
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故
9. その他報道機関から取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

平成25年12月20日

近畿運輸局 大阪運輸支局長 殿
(国土交通大臣 太田 昭宏 殿)

住 所
大阪府堺市中区東山1108番地
氏名又は名称 株式会社 ダイセン
代表者名 上橋 將良



安全統括管理者選任 届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 氏名又は名称 | 株式会社 ダイセン |
| | 住 所 | 大阪府堺市中区東山1108番地 |
| | 代表者名 | 上橋 將良 |
| 2 | 安全統括管理者 | 氏名 上橋 將良 |
| | 生年月日 | 昭和25年 1月 18日 |
| 3 | 選任年月日 | 平成26年 1月 1日 |



添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

住 所 大阪府堺市中区東山1108番地
 氏名又は名称 株式会社 ダイセン
 代表取締役 上橋 将良



選任した安全統括管理者： 上橋 将良

社内での役職： 代表取締役

(1) 安全統括管理者に選任した上橋将良は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

○	イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
	ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
	ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
代表取締役	運行管理者	～
		～